

北海道石狩後志海区 共同漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
石海共第1号	石狩湾漁業協同組合	小樽市地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 榊川から 242度36分33秒 468. 64メートルの点 基点第2号 国土地理院三角点 西浜から 231度59分06秒 1. 893. 90メートルの点 点1 基点第1号から332度30分 2. 700メートルの点 点2 基点第2号から320度00分 2. 800メートルの点	第一種共同漁業	えぞばかがい漁業 こたまがい漁業 しろがい漁業 ほっきがい漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	石狩市(厚田区及び浜益区を除く)	なし
石海共第2号	石狩湾漁業協同組合	石狩市地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 鯉塚から 41度05分20秒624. 88メートルの点(石狩湾新港々湾区域境界右側) 基点第2号 国土地理院三角点 知狩から 224度55分45秒245. 74メートルの点 点1 基点第1号から315度00分00秒 2. 700. 00メートルの点 点2 基点第2号から301度49分27秒 2. 944. 02メートルの点	第一種共同漁業	えぞばかがい漁業 こたまがい漁業 しろがい漁業 ほっきがい漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	石狩市(厚田区及び浜益区を除く)	なし
石海共第3号	石狩湾漁業協同組合	石狩市厚田区地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 知狩から 224度55分45秒 245. 74メートルの点 基点第2号 国土地理院三角点 古澤 基点第3号 国土地理院三角点 厚田Ⅱ 基点第4号 石狩市厚田区と浜益区の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から301度49分27秒 2. 944. 02メートルの点 点2 基点第2号から281度00分00秒 3. 100. 00メートルの点 点3 基点第3号から265度30分00秒 2. 700. 00メートルの点 点4 点5から272度20分00秒 2. 800. 00メートルの点 点5 基点第4号から232度30分00秒 181. 80メートルの点	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 もずく漁業 あわび漁業 いがい漁業 えぞばかがい漁業 こたまがい漁業 しろがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	石狩市厚田区	なし
石海共第4号	石狩湾漁業協同組合	石狩市浜益区地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 石狩市厚田区と浜益区の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.61(北海道水産林務部三角点 水S9～) 基点第3号 国土地理院三角点 間島 基点第4号 国土地理院三角点 南山ノ上 基点第5号 北海道水産林務部三角点 水S19 基点第6号 石狩市と増毛町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から232度30分 181. 80メートルの点 点2 点1から272度20分 2. 800. 00メートルの点 点3 基点第2号から258度30分 2. 500. 00メートルの点 点4 基点第2号から300度30分 2. 800. 00メートルの点 点5 基点第3号から258度30分 2. 700. 00メートルの点 点6 基点第4号から258度30分 2. 500. 00メートルの点 点7 基点第5号から272度00分 2. 500. 00メートルの点 点8 基点第6号から297度10分 2. 500. 00メートルの点	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 えぞばかがい漁業 こたまがい漁業 しろがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	石狩市浜益区	なし
石海共第5号	石狩湾漁業協同組合	石狩市及び小樽市地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点第3号、点3、点4及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 国土地理院三角点 榊川から242度36分33秒 468. 64メートルの点 基点第2号 国土地理院三角点 知狩から224度55分45秒 245. 74メートルの点 基点第3号 国土地理院三角点 西浜から231度59分06秒 1. 893. 90メートルの点 基点第4号 国土地理院三角点 鯉塚から41度05分20秒624. 88メートルの点(石狩湾新港々湾区域境界右側) 点1 基点第1号から332度30分00秒 5. 200. 00メートルの点 点2 基点第2号から301度49分27秒 5. 444. 02メートルの点 点3 基点第3号から320度00分00秒 3. 700. 00メートルの点 点4 基点第4号から315度00分00秒 3. 784. 10メートルの点	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	石狩市(厚田区及び浜益区を除く)	なし
石海共第6号	石狩湾漁業協同組合	石狩市及び小樽市地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 国土地理院三角点 榊川から 242度36分33秒 468. 64メートルの点 基点第2号 国土地理院三角点 知狩から 224度55分45秒 245. 74メートルの点 基点第3号 国土地理院三角点 西浜から 231度59分06秒 1. 893. 90メートルの点 基点第4号 国土地理院三角点 鯉塚から 41度05分20秒624. 88メートルの点(石狩湾新港々湾区域境界右側) 点1 基点第1号から332度30分00秒 5. 200. 00メートルの点 点2 基点第2号から301度49分27秒 5. 444. 02メートルの点 点3 基点第3号から320度00分00秒 3. 700. 00メートルの点 点4 基点第4号から315度00分00秒 3. 784. 10メートルの点	第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) かじりばら・あいなめ刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 しらうお刺し網漁業 ちか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 いかご・いかほっけ小型定置網漁業 ちか小型定置網漁業 にしん小型定置網漁業 はたはた小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業 ひらつめがにかご漁業 (第三種共同漁業) ちか・ぼら地びき網漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで 4月1日から11月30日まで 1月1日から6月30日まで 10月20日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から8月31日まで 1月1日から8月31日まで 1月1日から6月30日まで 10月20日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から10月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から10月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	石狩市(厚田区及び浜益区を除く)	(1)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スズガニ及びベズガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ(網立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、12メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以上で敷置しなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
石海共第7号	石狩湾漁業協同組合	石狩市厚田区地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 知狩から224度55分45秒 245.74メートルの点 基点第2号 国土地理院三角点 古渚 基点第3号 国土地理院三角点 厚田Ⅱ 基点第4号 石狩市厚田区と浜益区の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から301度49分27秒 5.444.02メートルの点 点2 基点第2号から281度00分00秒 5.600.00メートルの点 点3 基点第3号から265度30分00秒 5.200.00メートルの点 点4 点5から272度20分00秒 6.000.00メートルの点 点5 基点第4号から232度30分00秒 181.80メートルの点	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	石狩市厚田区	なし
石海共第8号	石狩湾漁業協同組合	石狩市厚田区地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 知狩から224度55分45秒 245.74メートルの点 基点第2号 国土地理院三角点 古渚 基点第3号 国土地理院三角点 厚田Ⅱ 基点第4号 石狩市厚田区と浜益区の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から301度49分27秒 5.444.02メートルの点 点2 基点第2号から281度00分00秒 5.600.00メートルの点 点3 基点第3号から265度30分00秒 5.200.00メートルの点 点4 点5から272度20分00秒 6.000.00メートルの点 点5 基点第4号から232度30分00秒 181.80メートルの点	第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) かじか・ぼら・あいなめ刺し網漁業 かずべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 しらうお刺し網漁業 ちか刺し網漁業 ながずか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 いかなご・いか・ほっけ小型定置網漁業 ちか小型定置網漁業 にしん小型定置網漁業 はたはた小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業 ひらつめがにかご漁業 (第三種共同漁業) ちか・ぼら地びき網漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで 4月1日から11月30日まで 2月1日から4月30日まで 1月1日から6月30日まで 10月20日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から8月31日まで 1月1日から8月31日まで 1月1日から6月30日まで 10月20日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から10月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	石狩市厚田区	(1)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スズフィニ及びベズフィニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の艘及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)行使規則には、底建網漁業の方法について、堀網の長さ及び身網の高さ(網立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、127メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。
石海共第9号	石狩湾漁業協同組合	石狩市浜益区地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 石狩市厚田区と浜益区の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.61(北海道水産林務部三角点 水S9～) 基点第3号 国土地理院三角点 間島 基点第4号 国土地理院三角点 南山ノ上 基点第5号 北海道水産林務部三角点 水S19 基点第6号 石狩市と増毛町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から232度30分 181.80メートルの点 点2 点1から272度20分 6.000.00メートルの点 点3 基点第2号から258度30分 5.400.00メートルの点 点4 基点第2号から300度30分 5.500.00メートルの点 点5 基点第3号から258度30分 5.700.00メートルの点 点6 基点第4号から258度30分 5.200.00メートルの点 点7 基点第5号から272度00分 5.200.00メートルの点 点8 基点第6号から297度10分 5.000.00メートルの点	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	石狩市浜益区	なし
石海共第10号	石狩湾漁業協同組合	石狩市浜益区地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 石狩市厚田区と浜益区の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.61(北海道水産林務部三角点 水S9～) 基点第3号 国土地理院三角点 間島 基点第4号 国土地理院三角点 南山ノ上 基点第5号 北海道水産林務部三角点 水S19 基点第6号 石狩市と増毛町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 232 度 30分 181.80メートルの点 点2 点1から272 度 20分 6.000.00メートルの点 点3 基点第2号から258度30分 5.400.00メートルの点 点4 基点第2号から300度30分 5.500.00メートルの点 点5 基点第3号から258度30分 5.700.00メートルの点 点6 基点第4号から258度30分 5.200.00メートルの点 点7 基点第5号から272度00分 5.200.00メートルの点 点8 基点第6号から297度10分 5.000.00メートルの点	第二種共同漁業	(第三種共同漁業) あんこう刺し網漁業 かじか・ぼら・あいなめ刺し網漁業 かずべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 ながずか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 いかなご・いか・ほっけ小型定置網漁業 にしん小型定置網漁業 はたはた小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業 ひらつめがにかご漁業 (第三種共同漁業) ちか・ぼら地びき網漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から4月30日まで 1月1日から6月30日まで 10月20日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から8月31日まで 1月1日から6月30日まで 10月20日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から10月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	石狩市浜益区	(1)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スズフィニ及びベズフィニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の艘及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)行使規則には、底建網漁業の方法について、堀網の長さ及び身網の高さ(網立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、127メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。
石海共第11号	石狩湾漁業協同組合	石狩市及び小樽市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点第3号、点4、点5及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 国土地理院三角点 樽川から 242度36分33秒 468.64メートルの点 基点第2号 国土地理院三角点 知狩から 224度55分45秒 245.74メートルの点 基点第3号 国土地理院三角点 西浜から 231度59分06秒 1.893.90メートルの点 基点第4号 国土地理院三角点 船塚から 41度05分20秒624.88メートルの点(石狩湾新港々湾区域境并右岸) 点1 基点第1号から332度30分00秒 10.200.00メートルの点 点2 点3から307度30分00秒 5.000.00メートルの点 点3 基点第2号から301度49分27秒 5.444.02メートルの点 点4 基点第3号から320度00分00秒 3.700.00メートルの点 点5 基点第4号から315度00分00秒 3.784.10メートルの点	第一種共同漁業	しゃこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	石狩市(厚田区及び浜益区を除く)	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
石海共第12号	石狩湾漁業協同組合	石狩市厚田区地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 知狩から224度55分45秒 245.74メートルの点 基点第2号 国土地理院三角点 古渚 基点第3号 国土地理院三角点 厚田Ⅱ 基点第4号 石狩市厚田区と浜益区の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から301度49分27秒 5.444.02メートルの点 点2 点1から307度30分00秒 5.000.00メートルの点 点3 基点第2号から281度00分00秒 10.600.00メートルの点 点4 基点第3号から265度30分00秒 10.200.00メートルの点 点5 点5から272度20分00秒 11.700.00メートルの点 点6 基点第4号から232度30分00秒 181.80メートルの点		第一種共同漁業	しゃこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	石狩市厚田区	なし
石海共第13号	石狩湾漁業協同組合	石狩市浜益区地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 石狩市厚田区と浜益区の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.61(北海道水産林務部三角点 水S9～) 基点第3号 国土地理院三角点 間島 基点第4号 北海道水産林務部三角点 水S19 基点第5号 石狩市と増毛市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から232度30分 181.80メートルの点 点2 点1から272度20分 11.700.00メートルの点 点3 基点第2号から258度30分 10.000.00メートルの点 点4 基点第3号から258度30分 11.500.00メートルの点 点5 基点第4号から272度00分 10.000.00メートルの点 点6 基点第5号から297度10分 10.000.00メートルの点		第一種共同漁業	しゃこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	石狩市浜益区	なし
後海共第1号	島牧漁業協同組合	島牧郡島牧村地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7及び基点第7号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 せたな町と島牧村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道三角点 N35 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水T2 基点第4号 国土地理院三角点 北国湖から66度00分 2.760メートルの点 基点第5号 島牧村手大平と宇登浜の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第6号 国土地理院三角点 本目 基点第7号 島牧村と寿都町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 297 度 30分 2.500メートルの点 点2 基点第2号から 322 度 30分 2.500メートルの点 点3 基点第3号から 343 度 30分 2.500メートルの点 点4 基点第4号から 322 度 30分 2.500メートルの点 点5 基点第5号から 322 度 30分 2.500メートルの点 点6 基点第6号から 322 度 30分 3.000メートルの点 点7 基点第7号から 310 度 37分 2.500メートルの点		第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 えぞばかがい漁業 こたまがい漁業 しろがい漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	島牧村	なし
後海共第2号	寿都町漁業協同組合	寿都郡寿都町及び磯谷郡蘭越町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 島牧村と寿都町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 弁慶岬 基点第3号 国土地理院三角点 浜中から261度00分 2.440メートルの点 基点第4号 蘭越町と岩内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 310 度 37分 2.500メートルの点 点2 基点第2号から 319 度 00分 2.500メートルの点 点3 基点第2号から 17 度 30分 2.500メートルの点 点4 基点第3号から 356 度 00分 5.000メートルの点 点5 基点第4号から 287 度 30分 2.500メートルの点		第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 えぞばかがい漁業 こたまがい漁業 しろがい漁業 つぶ漁業 ほたてがい漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	寿都町及び蘭越町	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
後海共第3号	岩内郡漁業協同組合	岩内郡岩内町及び共和町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点第4号、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23、点24、点25、点26、点27、点28、点29、点30及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、点31、点32、点33、点34、点35、点36、点37、点38、点39、点40、点41、点42、点43、点44、点45、点46、点47、点48、点49、点50、点51、点52、点53及び点31の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、点54、点55、点56、点57、点58、点59、点60、点61、点62、点63及び点54の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びに点64、点65、点66、点67、点68、点69、点70、点71及び点64の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 蘭越町と岩内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.14(北海道水産林務部三角点 水D19～) 基点第3号 共和町と花井の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第4号 岩内港原点 (X＝－112089.097 Y＝21120.698:座標系11系) から 90度57分22秒 1.002.66メートルの点 基点第5号 点30から 118度19分18秒 70メートルの点 点1 基点第1号から 287度30分 2.500メートルの点 点2 基点第2号から 307度00分 2.500メートルの点 点3 基点第3号から 247度30分 3.000メートルの点 点4 基点第4号から 298度19分18秒 510メートルの点 点5 点4から 28度19分18秒 100メートルの点 点6 点5から 118度19分18秒 260メートルの点 点7 点6から 28度19分18秒 517メートルの点 点8 点7から 298度19分18秒 20メートルの点 点9 点8から 28度19分18秒 33メートルの点 点10 点9から 298度19分18秒 205メートルの点 点11 点10から 298度19分18秒 150.69メートルの点 点12 点11から 298度19分18秒 215.64メートルの点 点13 点12から 253度19分18秒 196.50メートルの点 点14 点13から 163度19分18秒 3.05メートルの点 点15 点14から 253度19分18秒 285メートルの点 点16 点15から 163度19分18秒 5.06メートルの点 点17 点16から 253度19分18秒 43.54メートルの点 点18 点17から 343度19分18秒 55メートルの点 点19 点18から 73度19分18秒 43.54メートルの点 点20 点19から 163度19分18秒 0.84メートルの点 点21 点20から 73度19分18秒 285メートルの点 点22 点21から 163度19分18秒 3.54メートルの点 点23 点22から 73度19分18秒 200メートルの点 点24 点23から 95度05分10秒 14.39メートルの点 点25 点24から 118度19分18秒 230メートルの点 点26 点25から 208度19分18秒 0.30メートルの点 点27 点26から 118度19分18秒 225メートルの点 点28 点27から 208度19分18秒 7.04メートルの点 点29 点28から 118度19分18秒 200メートルの点 点30 点29から 208度19分18秒 4.12メートルの点 点31 岩内港原点 (X＝－112089.097 Y＝21120.698:座標系11系) から 348度58分43秒 656.57メートルの点 点32 点31から 17度29分29秒 41.62メートルの点 点33 点32から 107度29分29秒 1.24メートルの点 点34 点33から 17度29分29秒 229.77メートルの点 点35 点34から 347度29分29秒 73.70メートルの点 点36 点35から 197度29分29秒 300.59メートルの点 点37 点36から 107度29分29秒 4.42メートルの点 点38 点37から 197度29分29秒 41.62メートルの点 点39 点38から 287度29分29秒 50.97メートルの点 点40 点39から 17度29分29秒 41.62メートルの点 点41 点40から 107度29分29秒 1.24メートルの点 点42 点41から 17度29分29秒 379.09メートルの点 点43 点42から 347度29分29秒 415.45メートルの点 点44 点43から 257度29分29秒 1.24メートルの点 点45 点44から 347度29分29秒 41.62メートルの点 点46 点45から 77度29分29秒 50.97メートルの点 点47 点46から 167度29分29秒 41.62メートルの点 点48 点47から 257度29分29秒 4.42メートルの点 点49 点48から 167度29分29秒 585メートルの点 点50 点49から 182度29分29秒 13.36メートルの点 点51 点50から 197度29分29秒 235メートルの点 点52 点51から 107度29分29秒 4.42メートルの点 点53 点52から 197度29分29秒 41.62メートルの点 点54 岩内港原点 (X＝－112089.097 Y＝21120.698:座標系11系) から 320度42分36秒 853.62メートルの点 点55 点54から 76度43分54秒 86メートルの点 点56 点55から 166度43分52秒 69メートルの点 点57 点56から 256度43分56秒 19.15メートルの点 点58 点57から 166度43分53秒 168メートルの点 点59 点58から 256度43分54秒 70.85メートルの点 点60 点59から 346度43分53秒 151メートルの点 点61 点60から 256度45分22秒 1メートルの点 点62 点61から 346度43分54秒 57メートルの点 点63 点62から 76度43分31秒 5メートルの点 点64 岩内港原点 (X＝－112089.097 Y＝21120.698:座標系11系) から 351度59分55秒 1.601.23メートルの点 点65 点64から 76度43分52秒 64.30メートルの点 点66 点65から 166度43分32秒 5.40メートルの点 点67 点66から 76度43分54秒 7.80メートルの点 点68 点67から 166度43分49秒 40.90メートルの点 点69 点68から 256度43分41秒 5メートルの点 点70 点69から 166度43分53秒の線と点45と点46を結んだ線との交点 点71 点70から 257度29分29秒 67.10メートルの点	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぷ漁業 てんぷき漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 えぞばかがい漁業 こたまがい漁業 しろがい漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	岩内町及び共和町	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
後海共第4号	古宇郡漁業協同組合	古宇郡泊村大字堀株村、大字茅沼村及び大字泊村地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点第3号、点3、点4、点5、点6、点7及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 共和町と泊村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 泊村大字泊村と大字釜村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 国土地理院三角点 堀株から 207度34分25. 53秒 830. 011メートルの点 基点第4号 点7から 113度57分 46秒. 720メートルの点 点1 基点第1号から 247度30分00分 3. 000メートルの点 点2 基点第2号から 247度30分00分 2. 500メートルの点 点3 基点第3号から 195度19分48秒 316. 159メートルの点 点4 点3から 249度31分18秒 502. 714メートルの点 点5 点4から 329度31分18秒 394. 650メートルの点 点6 点5から 270度31分18秒 762. 185メートルの点 点7 点6から 12度37分30秒 1. 422. 230メートルの点		第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 えそばかがい漁業 ごまかがい漁業 しろがい漁業 つぶ漁業 ほたてがい漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	泊村大字堀株村、大字茅沼村及び大字泊村	なし
後海共第5号	古宇郡漁業協同組合	古宇郡泊村大字釜村及び大字興志内村地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 泊村大字泊村と大字釜村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 泊村と神恵内村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 247度 30分 2. 500メートルの点 点2 基点第2号から 247度 30分 2. 500メートルの点		第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 つぶ漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	泊村大字釜村及び大字興志内村	なし
後海共第6号	古宇郡漁業協同組合	古宇郡神恵内村地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 泊村と神恵内村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D24 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水D27 基点第4号 北海道水産林務部三角点 水D30 基点第5号 神恵内村と積丹町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 247度 30分 2. 500メートルの点 点2 基点第2号から 249度 45分 2. 500メートルの点 点3 基点第3号から 247度 30分 2. 500メートルの点 点4 基点第4号から 270度 00分 2. 500メートルの点 点5 基点第5号から 296度 30分 2. 500メートルの点		第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 つぶ漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	神恵内村	なし
後海共第7号	東しゃこたん漁業協同組合	積丹郡積丹町地先(大字出崎町と大字幌武意町の境界から以西の地先)	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 神恵内村と積丹町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水T2 基点第3号 国土地理院三角点 武威ノ岬から93度33分43秒 2. 571. 26メートルの点 基点第4号 国土地理院三角点 留志岬 基点第5号 国土地理院三角点 幌武意から328度32分56秒 77. 03メートルの点 点1 基点第1号から 296度 30分 2. 500メートルの点 点2 基点第2号から 312度 30分 2. 300メートルの点 点3 基点第3号から 327度 30分 3. 400メートルの点 点4 基点第4号から 330度 00分 3. 000メートルの点 点5 基点第5号から 352度 30分 2. 800メートルの点		第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 えそばかがい漁業 しろがい漁業 つぶ漁業 ほたてがい漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	積丹町(大字出崎町と大字幌武意町の境界から以西の地区)	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
後海共第8号	東しゃこたん漁業協同組合	積丹郡積丹町大字美国町・大字姉美町及び幌武意町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 幌武意から328度32分56秒 77. 03メートルの点 基点第2号 積丹町と古平町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 352 度 30分 2. 800メートルの点 点2 点3から 37 度 30分 2. 600メートルの点 点3 基点第2号から 105 度 22分 41. 26メートルの点		第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 つぶ漁業 うに漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	積丹町大字美国町・大字姉美町及び大字幌武意町	なし
後海共第9号	東しゃこたん漁業協同組合	古平郡古平町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 積丹町と古平町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 古平町と余市町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 105 度 22分 41. 26メートルの点 点2 点1から 37 度 30分 2. 600メートルの点 点3 基点第2号から 30 度 00分 2. 727メートルの点		第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 つぶ漁業 ほっきがいのり漁業 うに漁業 えむし漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	古平町	なし
後海共第10号	余市郡漁業協同組合	余市郡余市町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点第3号と基点第4号を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 古平町と余市町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 余市町と小樽市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 国土地理院三角点 港町から67度43分20秒 670. 67メートルの点 基点第4号 国土地理院三角点 港町から76度18分14秒 335. 65メートルの点 点1 基点第1号から 30度 00分 2. 727メートルの点 点2 基点第2号から 338度 35分 3. 600メートルの点		第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あかざらがいのり漁業 あざらぎ漁業 あわび漁業 いがい漁業 えそばかしのり漁業 こたまがいのり漁業 しろがいのり漁業 つぶ漁業 ほっきがいのり漁業 うに漁業 えむし漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	余市町	なし
後海共第11号	小樽市漁業協同組合	小樽市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点第7号、基点第8号、点7、点8、点9、点10及び基点第9号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点第10号、点11、点12、点13及び基点第11号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 余市町と小樽市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 高島 基点第3号 日和山灯台中心点 基点第4号 国土地理院三角点 水天宮 基点第5号 国土地理院三角点 畑中 基点第6号 国土地理院三角点 樽川から242度36分33秒 468. 64メートルの点 基点第7号 既町岸壁と北防波堤外海面との交点 基点第8号 基点第7号から北防波堤外海面沿いの方向線上基点第7号から 322メートルの点 基点第9号 基点第8号から 222度 30分 153メートルの点 基点第10号 勝納ふ頭岸壁東端 基点第11号 若竹物揚場東防波堤突端 点1 基点第1号から 338度 35分 3. 600メートルの点 点2 基点第2号から 0度 00分 3. 300メートルの点 点3 基点第3号から 45度 00分 2. 800メートルの点 点4 基点第4号から 66度 00分 4. 000メートルの点 点5 基点第5号から 14度 00分 3. 000メートルの点 点6 基点第6号から 332度 30分 2. 700メートルの点 点7 基点第8号から 222度 30分 153メートルの点 点8 点9から 56度 30分 510メートルの点 点9 点10から 145度 45分 660メートルの点 点10 基点第8号から 222度 30分 675メートルの点 点11 基点第10号から 117度 30分 125メートルの点 点12 点11から 28度 00分 54メートルの点 点13 点12から 118度 00分 238メートルの点		第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あかざらがいのり漁業 あざらぎ漁業 あわび漁業 いがい漁業 えそばかしのり漁業 こたまがいのり漁業 しろがいのり漁業 つぶ漁業 ほっきがいのり漁業 うに漁業 えむし漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	小樽市	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
後海共第12号	島牧漁業協同組合	島牧郡島牧村地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7及び基点第7号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 せたな町と島牧村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道三角点 N35 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水T2 基点第4号 国土地理院三角点 北国開から 66度00分 2、760メートルの点 基点第5号 島牧村字大平と字豊浜の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第6号 国土地理院三角点 本目 基点第7号 島牧村と寿都町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 297 度 30分 5、000メートルの点 点2 基点第2号から 322 度 30分 5、200メートルの点 点3 基点第3号から 343 度 30分 5、300メートルの点 点4 基点第4号から 322 度 30分 5、600メートルの点 点5 基点第5号から 322 度 30分 5、000メートルの点 点6 基点第6号から 322 度 30分 5、800メートルの点 点7 基点第7号から 310 度 37分 5、000メートルの点		第一種共同漁業	つぶ漁業 たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	島牧村	なし
後海共第13号	島牧漁業協同組合	島牧郡島牧村地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7及び基点第7号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 せたな町と島牧村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道三角点 N35 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水T2 基点第4号 国土地理院三角点 北国開から 66度00分 2、760メートルの点 基点第5号 島牧村字大平と字豊浜の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第6号 国土地理院三角点 本目 基点第7号 島牧村と寿都町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 297 度 30分 5、000メートルの点 点2 基点第2号から 322 度 30分 5、200メートルの点 点3 基点第3号から 343 度 30分 5、300メートルの点 点4 基点第4号から 322 度 30分 5、600メートルの点 点5 基点第5号から 322 度 30分 5、000メートルの点 点6 基点第6号から 322 度 30分 5、800メートルの点 点7 基点第7号から 310 度 37分 5、000メートルの点		第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) あいなめ・かじか・そい刺し網漁業 あんこう刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 ちか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ひらつめがに刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 いか・ほっけ小型定置網漁業 ほっけ・さば・かれい小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ・たら底建網漁業 ひらつめがにかこ漁業 (第三種共同漁業) ちか・ぼら地びき網漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月15日から翌年4月30日まで 4月1日から11月30日まで 1月1日から6月30日まで 4月1日から10月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から10月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	島牧村	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の艘及び隻数又は続数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 行使規則には、底建網漁業の方法について、堤網の長さ及び身網の高さ(網立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、12メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。
後海共第14号	寿都町漁業協同組合	寿都郡寿都町及び磯谷郡蘭越町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 島牧村と寿都町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 弁慶岬 基点第3号 国土地理院三角点 浜中から261度00分 2、440メートルの点 基点第4号 蘭越町と若内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 310 度 37分 5、000メートルの点 点2 基点第2号から 319 度 00分 5、000メートルの点 点3 基点第2号から 352 度 30分 5、000メートルの点 点4 基点第2号から 17 度 30分 5、000メートルの点 点5 基点第3号から 356 度 00分 9、300メートルの点 点6 基点第4号から 287 度 30分 5、000メートルの点		第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	寿都町及び蘭越町	なし
後海共第15号	寿都町漁業協同組合	寿都郡寿都町及び磯谷郡蘭越町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 島牧村と寿都町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 弁慶岬 基点第3号 国土地理院三角点 浜中から261度00分 2、440メートルの点 基点第4号 蘭越町と若内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 310 度 37分 5、000メートルの点 点2 基点第2号から 319 度 00分 5、000メートルの点 点3 基点第2号から 352 度 30分 5、000メートルの点 点4 基点第2号から 17 度 30分 5、000メートルの点 点5 基点第3号から 356 度 00分 9、300メートルの点 点6 基点第4号から 287 度 30分 5、000メートルの点		第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) あいなめ・かじか・そい刺し網漁業 あんこう刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ひらつめがに刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 いかなど・いか・ほっけ小型定置網漁業 さば・まぐろ・ぶり小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ・たら底建網漁業 ひらつめがにかこ漁業 (第三種共同漁業) ちか・ぼら地びき網漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月15日から翌年4月30日まで 4月1日から11月30日まで 1月1日から6月30日まで 4月1日から10月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 6月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から10月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日ま	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	寿都町及び蘭越町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の艘及び隻数又は続数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 行使規則には、底建網漁業の方法について、堤網の長さ及び身網の高さ(網立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、12メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
			次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点第5号、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23、点24、点25、点26、点27、点28、点29、点30、点31及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、点32、点33、点34、点35、点36、点37、点38、点39、点40、点41、点42、点43、点44、点45、点46、点47、点48、点49、点50、点51、点52、点53、点54及び点55の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、点55、点56、点57、点58、点59、点60、点61、点62、点63、点64及び点55の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びに点65、点66、点67、点68、点69、点70、点71、点72及び点55の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 霞越町と利内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.14（北海道水産林務部三角点 水D19～） 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.6（北海道水産林務部三角点 水D3～） 基点第4号 共和町と利村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第5号 岩内港原点 （X＝－112089.097 Y＝21120.698、座標系11系）から 90度57分22秒 1.002.66メートルの点 基点第6号 点31から 118度19分18秒 70メートルの点 点1 基点第1号から 287度30分 5.000メートルの点 点2 基点第2号から 307度00分 5.000メートルの点 点3 基点第3号から 322度30分 5.200メートルの点 点4 基点第4号から 247度30分 8.900メートルの点 点5 基点第5号から 238度19分18秒 510メートルの点 点6 点5から 28度19分18秒 100メートルの点 点7 点6から 118度19分18秒 260メートルの点 点8 点7から 28度19分18秒 517メートルの点 点9 点8から 298度19分18秒 20メートルの点 点10 点9から 28度19分18秒 33メートルの点 点11 点10から 298度19分18秒 205メートルの点 点12 点11から 28度19分18秒 180.69メートルの点 点13 点12から 298度19分18秒 215.64メートルの点 点14 点13から 253度19分18秒 196.50メートルの点 点15 点14から 163度19分18秒 3.05メートルの点 点16 点15から 253度19分18秒 285メートルの点 点17 点16から 163度19分18秒 5.06メートルの点 点18 点17から 253度19分18秒 43.54メートルの点 点19 点18から 343度19分18秒 955メートルの点 点20 点19から 73度19分18秒 43.54メートルの点 点21 点20から 163度19分18秒 0.84メートルの点 点22 点21から 73度19分18秒 285メートルの点 点23 点22から 163度19分18秒 3.54メートルの点 点24 点23から 73度19分18秒 200メートルの点 点25 点24から 90度45分10秒 14.39メートルの点 点26 点25から 118度19分18秒 230メートルの点 点27 点26から 208度19分18秒 0.30メートルの点 点28 点27から 118度19分18秒 225メートルの点 点29 点28から 208度19分18秒 7.04メートルの点 点30 点29から 118度19分18秒 200メートルの点 点31 点30から 208度19分18秒 4.12メートルの点 点32 岩内港原点 （X＝－112089.097 Y＝21120.698、座標系11系）から 348度58分43秒 656.67メートルの点 点33 点32から 17度29分29秒 41.62メートルの点 点34 点33から 107度29分29秒 1.24メートルの点 点35 点34から 17度29分29秒 229.77メートルの点 点36 点35から 347度29分29秒 73.70メートルの点 点37 点36から 107度29分29秒 300.59メートルの点 点38 点37から 107度29分29秒 4.42メートルの点 点39 点38から 197度29分29秒 41.62メートルの点 点40 点39から 297度29分29秒 50.97メートルの点 点41 点40から 17度29分29秒 41.62メートルの点 点42 点41から 107度29分29秒 1.24メートルの点 点43 点42から 17度29分29秒 379.09メートルの点 点44 点43から 347度29分29秒 415.45メートルの点 点45 点44から 257度29分29秒 1.24メートルの点 点46 点45から 347度29分29秒 41.62メートルの点 点47 点46から 77度29分29秒 50.97メートルの点 点48 点47から 167度29分29秒 41.62メートルの点 点49 点48から 257度29分29秒 4.42メートルの点 点50 点49から 167度29分29秒 585メートルの点 点51 点50から 162度29分29秒 13.36メートルの点 点52 点51から 107度29分29秒 235メートルの点 点53 点52から 107度29分29秒 4.42メートルの点 点54 点53から 197度29分29秒 41.62メートルの点 点55 岩内港原点（X＝－112089.097 Y＝21120.698、座標系11系）から 320度42分36秒 853.62メートルの点 点56 点55から 76度43分54秒 86メートルの点 点57 点56から 166度43分52秒 69メートルの点 点58 点57から 256度43分56秒 19.15メートルの点 点59 点58から 166度43分53秒 168メートルの点 点60 点59から 256度43分54秒 70.85メートルの点 点61 点60から 346度43分53秒 151メートルの点 点62 点61から 256度45分22秒 1メートルの点 点63 点62から 346度43分54秒 57メートルの点 点64 点63から 76度43分31秒 5メートルの点 点65 岩内港原点 （X＝－112089.097 Y＝21120.698、座標系11系）から 351度59分55秒 1,601.23メートルの点 点66 点65から 76度43分52秒 64.30メートルの点 点67 点66から 166度43分32秒 5.40メートルの点 点68 点67から 76度43分54秒 7.80メートルの点 点69 点68から 166度43分49秒 40.90メートルの点 点70 点69から 256度43分41秒 5メートルの点 点71 点70から 166度43分53秒の線と点46と点47を結んだ線との交点 点72 点71から 257度29分29秒 67.10メートルの点	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	岩内町及び共和町	なし
後海共第16号	岩内郡漁業協同組合	岩内郡岩内町及び共和町地先								

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
後海共第17号	岩内郡漁業協同組合	岩内郡岩内町及び共和町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点第5号、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23、点24、点25、点26、点27、点28、点29、点30、点31及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、点32、点33、点34、点35、点36、点37、点38、点39、点40、点41、点42、点43、点44、点45、点46、点47、点48、点49、点50、点51、点52、点53、点54及び点52の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、点55、点56、点57、点58、点59、点60、点61、点62、点63、点64及び点55の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びに点65、点66、点67、点68、点69、点70、点71、点72、点73、点74、点75、点76、点77、点78、点79、点80、点81、点82、点83、点84及び点75の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 共和町と泊村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.14（北海道水産林務部三角点 水D19～） 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.10（北海道水産林務部三角点 水D3～） 基点第4号 共和町と泊村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第9号 岩内港根点 (X＝－112089、097 Y＝21120、698、座標高11系) から 90度57分22秒 1、002、66メートルの点 基点第6号 点31から 118度19分18秒 70メートルの点 点1 基点第1号から 287度30分 5、000メートルの点 点2 基点第2号から 307度00分 5、000メートルの点 点3 基点第3号から 322度30分 5、200メートルの点 点4 基点第4号から 247度30分 8、900メートルの点 点5 基点第5号から 238度19分18秒 510メートルの点 点6 点5から 28度19分18秒 100メートルの点 点7 点6から 118度19分18秒 260メートルの点 点8 点7から 28度19分18秒 517メートルの点 点9 点8から 298度19分18秒 20メートルの点 点10 点9から 28度19分18秒 33メートルの点 点11 点10から 298度19分18秒 205メートルの点 点12 点11から 28度19分18秒 180、69メートルの点 点13 点12から 298度19分18秒 215、64メートルの点 点14 点13から 253度19分18秒 196、50メートルの点 点15 点14から 163度19分18秒 3、05メートルの点 点16 点15から 253度19分18秒 285メートルの点 点17 点16から 163度19分18秒 5、06メートルの点 点18 点17から 253度19分18秒 43、54メートルの点 点19 点18から 343度19分18秒 95メートルの点 点20 点19から 73度19分18秒 43、54メートルの点 点21 点20から 163度19分18秒 0、84メートルの点 点22 点21から 73度19分18秒 285メートルの点 点23 点22から 163度19分18秒 3、54メートルの点 点24 点23から 73度19分18秒 200メートルの点 点25 点24から 60度05分10秒 14、39メートルの点 点26 点25から 118度19分18秒 230メートルの点 点27 点26から 208度19分18秒 0、30メートルの点 点28 点27から 118度19分18秒 225メートルの点 点29 点28から 208度19分18秒 7、04メートルの点 点30 点29から 118度19分18秒 200メートルの点 点31 点30から 208度19分18秒 4、12メートルの点 点32 岩内港根点 (X＝－112089、097 Y＝21120、698、座標高11系) から 348度58分43秒 656、67メートルの点 点33 点32から 17度29分29秒 41、62メートルの点 点34 点33から 107度29分29秒 1、24メートルの点 点35 点34から 17度29分29秒 229、77メートルの点 点36 点35から 347度29分29秒 73、70メートルの点 点37 点36から 107度29分29秒 300、59メートルの点 点38 点37から 107度29分29秒 4、42メートルの点 点39 点38から 197度29分29秒 41、62メートルの点 点40 点39から 287度29分29秒 50、97メートルの点 点41 点40から 17度29分29秒 41、62メートルの点 点42 点41から 107度29分29秒 1、24メートルの点 点43 点42から 17度29分29秒 379、09メートルの点 点44 点43から 347度29分29秒 415、45メートルの点 点45 点44から 257度29分29秒 1、24メートルの点 点46 点45から 347度29分29秒 41、62メートルの点 点47 点46から 77度29分29秒 50、97メートルの点 点48 点47から 167度29分29秒 41、62メートルの点 点49 点48から 257度29分29秒 4、42メートルの点 点50 点49から 167度29分29秒 585メートルの点 点51 点50から 162度29分29秒 13、36メートルの点 点52 点51から 107度29分29秒 235メートルの点 点53 点52から 107度29分29秒 4、42メートルの点 点54 点53から 197度29分29秒 41、62メートルの点 点55 岩内港根点 (X＝－112089、097 Y＝21120、698、座標高11系) から 320度42分36秒 853、62メートルの点 点56 点55から 76度43分54秒 86メートルの点 点57 点56から 166度43分52秒 69メートルの点 点58 点57から 256度43分56秒 19、15メートルの点 点59 点58から 166度43分53秒 168メートルの点 点60 点59から 256度43分54秒 70、85メートルの点 点61 点60から 346度43分53秒 151メートルの点 点62 点61から 256度43分52秒 1メートルの点 点63 点62から 346度43分54秒 57メートルの点 点64 点63から 76度43分31秒 5メートルの点 点65 岩内港根点 (X＝－112089、097 Y＝21120、698、座標高11系) から 351度59分55秒 1、601、23メートルの点 点66 点65から 76度43分52秒 64、30メートルの点 点67 点66から 166度43分52秒 5、40メートルの点 点68 点67から 76度43分54秒 7、80メートルの点 点69 点68から 166度43分49秒 40、90メートルの点 点70 点69から 256度43分41秒 54メートルの点 点71 点70から 166度43分53秒の線と点46と点47を結んだ線との交点 点72 点71から 257度29分29秒 67、10メートルの点	第二種共同漁業	(第二種共同漁業) あいなめ・かじか刺し網漁業 あんなう刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かさい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 そい刺し網漁業 たら刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ひらつめがに刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 いか・ほっけ・さば小型定置網漁業 かさい・ひらめ・ぶり小型定置網漁業 かさい・ひらめ・ほっけ・たら底建網漁業 ひらつめがにかご漁業 (第三種共同漁業) ちか・ぼら地びき網漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月15日から翌年3月31日まで 4月1日から10月31日まで 10月15日から翌年4月30日まで 1月1日から6月30日まで 4月1日から10月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から10月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	岩内町及び共和町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワグニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の艘及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 行使規則には、底建網漁業の方法について、堤網の長さ及び身網の高さ(網立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、12メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以上敷設しなければならない。
後海共第18号	古宇郡漁業協同組合	古宇郡泊村大字堀株村、大字茅沼村及び大字泊村地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点第3号、点3、点4、点5、点6、点7及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 共和町と泊村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 泊村大字泊村と大字茅沼村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 国土地理院三角点 堀株から 207度34分25、53秒 830、011メートルの点 基点第4号 点7から 113度57分 469、720メートルの点 点1 基点第1号から 247度30分00分 5、800メートルの点 点2 基点第2号から 247度30分00分 5、000メートルの点 点3 基点第3号から 195度19分48秒 316、159メートルの点 点4 点3から 249度31分18秒 502、714メートルの点 点5 点4から 329度31分18秒 394、660メートルの点 点6 点5から 270度31分18秒 762、185メートルの点 点7 点6から 12度37分30秒 1、422、230メートルの点	第一種共同漁業	たご漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	泊村大字堀株村、大字茅沼村及び大字泊村	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
後海共第19号	古宇郡漁業協同組合	古宇郡泊村大字堀株村、大字茅沼村及び大字泊村地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点第3号、点3、点4、点5、点6、点7及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 共和町と泊村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 泊村大字泊村と大字釜村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 国土地理院三角点 堀株から 207度 3分25.53秒 830.011メートルの点 基点第4号 点7から 113度57分 469.720メートルの点 点1 基点第1号から 247度30分00分 5.800メートルの点 点2 基点第2号から 247度30分00分 5.000メートルの点 点3 基点第3号から 195度19分48秒 316.159メートルの点 点4 点3から 249度31分18秒 502.714メートルの点 点5 点4から 329度31分18秒 394.660メートルの点 点6 点5から 270度31分18秒 762.185メートルの点 点7 点6から 12度37分30秒 1.422.230メートルの点		第二種共同漁業	あいなめ・かじか・そい刺し網漁業 あんこう刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 たらし網漁業 にしん刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 いかなご・いか・ほっけ小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ・たら底建網漁業 ひらつめがに・かこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月15日から翌年4月30日まで 1月1日から6月30日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から10月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	泊村大字堀株村、大字茅沼村及び大字泊村	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の艘及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)行使規則には、底建網漁業の方法について、堀網の長さ及び身網の高さ(堀立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、127メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。
後海共第20号	古宇郡漁業協同組合	古宇郡泊村大字釜村及び大字興志内村地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 泊村大字泊村と大字釜村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 泊村と神恵内村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 247度 30分 5.000メートルの点 点2 基点第2号から 247度 30分 5.000メートルの点		第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	泊村大字釜村及び大字興志内村	なし
後海共第21号	古宇郡漁業協同組合	古宇郡泊村大字釜村及び大字興志内村地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 泊村大字泊村と大字釜村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 泊村と神恵内村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 247度 30分 5.000メートルの点 点2 基点第2号から 247度 30分 5.000メートルの点		第二種共同漁業	あいなめ・かじか・そい刺し網漁業 あんこう刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 たらし網漁業 にしん刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 いかなご・いか小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ・たら底建網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月15日から翌年4月30日まで 1月1日から6月30日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	泊村大字釜村及び大字興志内村	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の艘及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)行使規則には、底建網漁業の方法について、堀網の長さ及び身網の高さ(堀立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、127メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。
後海共第22号	古宇郡漁業協同組合	古宇郡神恵内村地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 泊村と神恵内村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D24 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水D27 基点第4号 北海道水産林務部三角点 水D30 基点第5号 神恵内村と積丹町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 247度 30分 5.000メートルの点 点2 基点第2号から 249度 45分 5.000メートルの点 点3 基点第3号から 247度 30分 5.000メートルの点 点4 基点第4号から 270度 00分 5.000メートルの点 点5 基点第5号から 296度 30分 5.000メートルの点		第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	神恵内村	なし
後海共第23号	古宇郡漁業協同組合	古宇郡神恵内村地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 泊村と神恵内村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D24 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水D27 基点第4号 北海道水産林務部三角点 水D30 基点第5号 神恵内村と積丹町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 247度 30分 5.000メートルの点 点2 基点第2号から 249度 45分 5.000メートルの点 点3 基点第3号から 247度 30分 5.000メートルの点 点4 基点第4号から 270度 00分 5.000メートルの点 点5 基点第5号から 296度 30分 5.000メートルの点		第二種共同漁業	あいなめ・かじか・そい刺し網漁業 あんこう刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 たらし網漁業 にしん刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 いかなご・いか・ほっけ小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ・たら底建網漁業 ひらつめがに・かこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月15日から翌年4月30日まで 1月1日から6月30日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から10月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	神恵内村	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の艘及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)行使規則には、底建網漁業の方法について、堀網の長さ及び身網の高さ(堀立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、127メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
後海共第24号	東しゃこたん漁業協同組合	精丹郡精丹町地先(大字出崎町と大字横武意町との境界から以西の地先)	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 神恵内村と精丹町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水T2 基点第3号 国土地理院三角点 武蔵ノ崎から93度33分43秒2. 671. 26メートルの点 基点第4号 国土地理院三角点 留志岬 基点第5号 国土地理院三角点 横武意から328度32分56秒 77. 03メートルの点 点1 基点第1号から 296 度 30分 5. 000メートルの点 点2 基点第2号から 312 度 30分 5. 400メートルの点 点3 基点第3号から 327 度 30分 6. 300メートルの点 点4 基点第4号から 330 度 00分 5. 800メートルの点 点5 基点第5号から 352 度 30分 5. 800メートルの点	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	精丹町(大字出崎町と大字横武意町との境界から以西の地区)	なし
後海共第25号	東しゃこたん漁業協同組合	精丹郡精丹町地先(大字出崎町と大字横武意町との境界から以西の地先)	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 神恵内村と精丹町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水T2 基点第3号 国土地理院三角点 武蔵ノ崎から93度33分43秒2. 671. 26メートルの点 基点第4号 国土地理院三角点 留志岬 基点第5号 国土地理院三角点 横武意から328度32分56秒 77. 03メートルの点 点1 基点第1号から 296 度 30分 5. 000メートルの点 点2 基点第2号から 312 度 30分 5. 400メートルの点 点3 基点第3号から 327 度 30分 6. 300メートルの点 点4 基点第4号から 330 度 00分 5. 800メートルの点 点5 基点第5号から 352 度 30分 5. 800メートルの点	第二種共同漁業	あいなめ・かじか・そい刺し網漁業 あんこう刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たら刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 いかなご・いか・ほっけ小型定置網漁業 さば・まぐろ・ぶり小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ・たら底建網漁業 ひらつめがにかこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月15日から翌年3月31日まで 10月15日から翌年4月30日まで 2月1日から4月30日まで 1月1日から6月30日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 6月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から10月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	精丹町(大字出崎町と大字横武意町との境界から以西の地区)	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 行使規則には、底建網漁業の方法について、堀網の長さ及び身網の高さ(堀立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、127メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1の深に敷設しなければならない。
後海共第26号	東しゃこたん漁業協同組合	精丹郡精丹町大字美国町、大字婦美町及び大字横武意町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 横武意から328度32分56秒 77. 03メートルの点 基点第2号 国土地理院三角点 横武意 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水15 基点第4号 精丹町と古平町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 352度30分 5. 800メートルの点 点2 基点第2号から 30度00分 5. 500メートルの点 点3 基点第3号から 350度00分 5. 200メートルの点 点4 点5から 350度31分30秒 2. 000メートルの点 点5 点6から 37度30分 3. 636メートルの点 点6 基点第4号から 105度22分 411. 26メートルの点	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	精丹町大字美国町、大字婦美町及び大字横武意町	なし
後海共第27号	東しゃこたん漁業協同組合	精丹郡精丹町大字美国町、大字婦美町及び大字横武意町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 横武意から328度32分56秒 77. 03メートルの点 基点第2号 国土地理院三角点 横武意 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水15 基点第4号 精丹町と古平町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 352度30分 5. 800メートルの点 点2 基点第2号から 30度00分 5. 500メートルの点 点3 基点第3号から 350度00分 5. 200メートルの点 点4 点5から 350度31分30秒 2. 000メートルの点 点5 点6から 37度30分 3. 636メートルの点 点6 基点第4号から 105度22分 411. 26メートルの点	第二種共同漁業	あいなめ・かじか・そい刺し網漁業 あんこう刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たら刺し網漁業 ながずか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 はらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 いかなご・いか・ほっけ小型定置網漁業 さば・まぐろ・ぶり小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ・たら底建網漁業 ひらつめがにかこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月15日から翌年3月31日まで 2月1日から4月30日まで 1月1日から6月30日まで 10月15日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 6月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から10月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	精丹町大字美国町、大字婦美町及び大字横武意町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 行使規則には、底建網漁業の方法について、堀網の長さ及び身網の高さ(堀立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、127メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1の深に敷設しなければならない。
後海共第28号	東しゃこたん漁業協同組合	古平郡古平町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 精丹町と古平町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 古平町と余市町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 105度22分 411. 26メートルの点 点2 点1から 37度30分 3. 636メートルの点 点3 点2から 350度31分30秒 2. 000メートルの点 点4 点5から 4度39分10秒 2. 800メートルの点 点5 基点第2号から 90度00分 2. 727メートルの点	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	古平町	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
後海共第29号	東しゃこたん漁業協同組合	古平郡古平町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 精丹町と古平町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 古平町と余市町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 105度22分 41.1、26メートルの点 点2 点1から 37度30分 3、636メートルの点 点3 点2から 350度31分30秒 2、000メートルの点 点4 点5から 4度39分10秒 2、800メートルの点 点5 基点第2号から 30度00分 2、727メートルの点		第二種共同漁業	あいなめ・かじか・そい刺し網漁業 あんこう刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たら刺し網漁業 ちか刺し網漁業 ながすか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 いかなご・いか・ほっけ・ちか小型定置網漁業 さば・まぐろ・ぶり小型定置網漁業 ひらつめがにがこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月15日から翌年3月31日まで 10月15日から翌年4月30日まで 4月1日から11月30日まで 2月1日から4月30日まで 1月1日から6月30日まで 10月15日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 6月1日から12月31日まで 4月1日から10月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	古平町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
後海共第30号	余市郡漁業協同組合	余市郡余市町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点第3号と基点第4号を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 古平町と余市町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 余市町と小樽市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 国土地理院三角点 港町から67度43分20秒 670、67メートルの点 基点第4号 国土地理院三角点 港町から76度18分14秒 335、55メートルの点 点1 基点第1号から 30度00分 2、727メートルの点 点2 点1から 4度39分10秒 2、800メートルの点 点3 点4から 3度52分40秒 1、400メートルの点 点4 基点第2号から 338度35分 5、200メートルの点		第一種共同漁業	しゃこ漁業 たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	余市町	なし
後海共第31号	余市郡漁業協同組合	余市郡余市町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点第3号と基点第4号を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 古平町と余市町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 余市町と小樽市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 国土地理院三角点 港町から67度43分20秒 670、67メートルの点 基点第4号 国土地理院三角点 港町から76度18分14秒 335、55メートルの点 点1 基点第1号から 30度00分 2、727メートルの点 点2 点1から 4度39分10秒 2、800メートルの点 点3 点4から 3度52分40秒 1、400メートルの点 点4 基点第2号から 338度35分 5、200メートルの点		第二種共同漁業	(第二種共同漁業) あいなめ・かじか・そい刺し網漁業 あんこう刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たら刺し網漁業 ちか刺し網漁業 ながすか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 いかなご・いか・ほっけ・ちか小型定置網漁業 さば・まぐろ・ぶり小型定置網漁業 ひらつめがにがこ漁業 (第三種共同漁業) ちか・ぼら地びき網漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月15日から翌年3月31日まで 10月15日から翌年4月30日まで 4月1日から11月30日まで 2月1日から4月30日まで 1月1日から6月30日まで 10月15日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 6月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から10月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	余市町	(1)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)行使規則には、底層網漁業の方法について、堤網の長さ及び身網の高さ(網立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、127メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以上深に敷設しなければならない。
後海共第32号	小樽市漁業協同組合	小樽市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点第7号、基点第8号、点8、点9、点10、点11及び基点第9号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点第10号、点12、点13、点14及び基点第11号各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 余市町と小樽市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 高島 基点第3号 日和山灯台中心点 北緯43度14分18、0秒 東経141度00分56、4秒) 基点第4号 国土地理院三角点 水天宮 基点第5号 国土地理院三角点 畑中 基点第6号 国土地理院三角点 樽川から242度36分33秒 468、64メートルの点 基点第7号 既町岸壁と北防波堤外海面との交点 基点第8号 基点第7号から北防波堤外海面沿いの方向線上基点第7号から 322メートルの点 基点第9号 基点第8号から 222度30分 970メートルの点 基点第10号 勝新ふ頭岸壁突端 基点第11号 若竹物揚場東防波堤突端 点1 基点第1号から 338 度 35分 5、200メートルの点 点2 点1から 3度 52分 40秒 1、400メートルの点 点3 基点第2号から 0 度 00分 5、800メートルの点 点4 基点第3号から 45 度 00分 5、800メートルの点 点5 基点第4号から 66 度 00分 7、200メートルの点 点6 基点第5号から 14 度 00分 5、800メートルの点 点7 基点第6号から 332 度 30分 5、200メートルの点 点8 基点第8号から 222 度 30分 153メートルの点 点9 点10から 56 度 30分 510メートルの点 点10 点11から 142 度 45分 660メートルの点 点11 基点第8号から 222 度 30分 675メートルの点 点12 基点第10号から 117 度 30分 125メートルの点 点13 点12から 28 度 00分 54メートルの点 点14 点13から 118 度 00分 238メートルの点		第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	小樽市	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
後海共第33号	小樽市漁業協同組合	小樽市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点第7号、基点第8号、点8、点9、点10、点11及び基点第9号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点第10号、点12、点13、点14及び基点第11号各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 余市町と小樽市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 高島 基点第3号 日和山灯台中心点 (北緯43度14分18.0秒 東経141度00分56.4秒) 基点第4号 国土地理院三角点 水天宮 基点第5号 国土地理院三角点 畑中 基点第6号 国土地理院三角点 樽川から242度36分33秒 468.64メートルの点 基点第7号 岸野岸壁と北防波堤外海面との交点 基点第8号 基点第7号から北防波堤外海面沿いの方向線上基点第7号から 322メートルの点 基点第9号 基点第8号から 222度30分 970メートルの点 基点第10号 樽納ふ頭岸壁東端 基点第11号 若竹物揚場東防波堤突端 点1 基点第1号から 338 度 35分 5.200メートルの点 点2 点1から 3度 52分 40秒 1.400メートルの点 点3 基点第2号から 0 度 00分 5.800メートルの点 点4 基点第3号から 45 度 00分 5.800メートルの点 点5 基点第4号から 66 度 00分 7.200メートルの点 点6 基点第5号から 14 度 00分 5.600メートルの点 点7 基点第6号から 332 度 30分 5.200メートルの点 点8 基点第8号から 222 度 30分 153メートルの点 点9 点10から 56 度 30分 510メートルの点 点10 点11から 145 度 45分 660メートルの点 点11 基点第8号から 222 度 30分 675メートルの点 点12 基点第10号から 117 度 30分 125メートルの点 点13 点12から 28 度 00分 54メートルの点 点14 点13から 118 度 00分 238メートルの点	第二種共同漁業	(第二種共同漁業) あいなめ・かじかい・そい刺し網漁業 あんごう刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たら刺し網漁業 ながずか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 いかなご・いか・ほっけ・ちか小型定置網漁業 さば・まぐろ・ぶり小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ・たら底建網漁業 ひらつめがにかご漁業 (第三種共同漁業) ちか・ほら地びき網漁業 ちか船びき網漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月15日から翌年3月31日まで 10月15日から翌年4月30日まで 2月1日から4月30日まで 1月1日から6月30日まで 10月15日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 6月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から10月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	小樽市	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制 限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速や かに海中に置さなければならない。 イ スワイガニ及びペニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に 戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の枚及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 行使規則には、底建網漁業の方法について、網の長さ及び身網の高さ(網立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、127メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。	
後海共第34号	小樽市漁業協同組合	小樽市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点第4号、基点第5号、点6、点7、点8、点9及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点第7号、点10、点11、点12及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 北海道水産林務部三角点 水T4から53度24分50秒 333.87メートルの点 基点第2号 日和山灯台中心点 (北緯43度14分18.0秒 東経141度00分56.4秒) 基点第3号 国土地理院三角点 樽川から242度36分33秒 468.64メートルの点 基点第4号 岸野岸壁と北防波堤外海との交点 基点第5号 基点第4号から北防波堤外海面沿いの方向線上基点第4号から 322メートルの点 基点第6号 基点第5号から 222度30分 970メートルの点 基点第7号 樽納ふ頭岸壁東端 基点第8号 若竹物揚場東防波堤突端 点1 基点第1号から 339度05分 8.000メートルの点 点2 点1から 1度08分20秒 2.300メートルの点 点3 基点第2号から 0度00分 10.000メートルの点 点4 基点第2号から 45度00分 10.000メートルの点 点5 基点第3号から 332度30分 10.200メートルの点 点6 基点第5号から 222度30分 153メートルの点 点7 点8から 56度30分 510メートルの点 点8 点9から 145度45分 660メートルの点 点9 基点第5号から 222度30分 675メートルの点 点10 基点第7号から 117度30分 125メートルの点 点11 点10から 28度00分 54メートルの点 点12 点11から 118度00分 238メートルの点	第一種共同漁業	しゃこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	小樽市	なし	
後海共第35号	島牧漁業協同組合、寿都町漁業協同組合	島牧郡島牧村、寿都町及び磯谷郡蘭越町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 セタナ町と島牧村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道三角点 NS5 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水T2 基点第4号 国土地理院三角点 北国洲から66度00分 2.760メートルの点 基点第5号 島牧村大字上と宇里浜の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第6号 国土地理院三角点 本目 基点第7号 島牧村と寿都町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第8号 国土地理院三角点 弁慶岬 基点第9号 国土地理院三角点 浜中から261度00分 2.440メートルの点 基点第10号 蘭越町と岩内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 297度30分 5.000メートルの点 点2 基点第1号から 297度30分 10.900メートルの点 点3 基点第2号から 322度30分 10.900メートルの点 点4 基点第5号から 322度30分 10.900メートルの点 点5 基点第7号から 310度37分 10.900メートルの点 点6 基点第8号から 352度30分 10.900メートルの点 点7 基点第10号から 287度30分 10.900メートルの点 点8 基点第10号から 287度30分 5.000メートルの点 点9 基点第9号から 356度00分 9.300メートルの点 点10 基点第8号から 17度30分 5.000メートルの点 点11 基点第8号から 352度30分 5.000メートルの点 点12 基点第8号から 319度00分 5.000メートルの点 点13 基点第7号から 310度37分 5.000メートルの点 点14 基点第6号から 322度30分 5.800メートルの点 点15 基点第5号から 322度30分 5.000メートルの点 点16 基点第4号から 322度30分 5.600メートルの点 点17 基点第3号から 343度30分 5.300メートルの点 点18 基点第2号から 322度30分 5.200メートルの点	第一種共同漁業	つぶ漁業 たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	島牧村、寿都町及び蘭越町	なし	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
後海共第36号	島牧漁業協同組合、寿都町漁業協同組合	島牧郡島牧村、寿都町寿都町及び磯谷郡蘭越町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18及び点19の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 せたな町と島牧村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道三角点 No5 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水T2 基点第4号 国土地理院三角点 北国開から66度00分 2、760メートルの点 基点第5号 島牧村宇太平と宇喜浜の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第6号 国土地理院三角点 本目 基点第7号 島牧村と寿都町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第8号 国土地理院三角点 井摩岬 基点第9号 国土地理院三角点 浜中から261度00分 2、440メートルの点 基点第10号 蘭越町と岩内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 297度30分 5、000メートルの点 点2 基点第1号から 297度30分 10、900メートルの点 点3 基点第2号から 322度30分 10、900メートルの点 点4 基点第5号から 322度30分 10、900メートルの点 点5 基点第7号から 310度37分 10、900メートルの点 点6 基点第8号から 352度30分 10、900メートルの点 点7 基点第10号から 287度30分 10、900メートルの点 点8 基点第10号から 287度30分 5、000メートルの点 点9 基点第9号から 356度00分 9、300メートルの点 点10 基点第8号から 17度30分 5、000メートルの点 点11 基点第8号から 352度30分 5、000メートルの点 点12 基点第8号から 319度00分 5、000メートルの点 点13 基点第7号から 310度37分 5、000メートルの点 点14 基点第6号から 322度30分 5、800メートルの点 点15 基点第5号から 322度30分 5、000メートルの点 点16 基点第4号から 322度30分 5、600メートルの点 点17 基点第3号から 343度30分 5、300メートルの点 点18 基点第2号から 322度30分 5、200メートルの点	第二種共同漁業	あんこう刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 たら刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月15日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	島牧村、寿都町及び蘭越町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
後海共第37号	岩内郡漁業協同組合、古宇郡漁業協同組合	岩内郡岩内町及び共和町並びに古宇郡泊村及び神恵内村地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15及び点19の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 蘭越町と岩内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.14(北海道水産林務部三角点 水D19～) 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.9(北海道水産林務部三角点 水D3～) 基点第4号 共和町と泊村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第5号 泊村大字泊村と大字室村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第6号 泊村と神恵内村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第7号 北海道水産林務部三角点 水D24 基点第8号 北海道水産林務部三角点 水D27 基点第9号 北海道水産林務部三角点 水D30 基点第10号 神恵内村と横内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 287 度 30分 5、000メートルの点 点2 基点第1号から 287 度 30分 10、900メートルの点 点3 基点第5号から 247 度 30分 10、900メートルの点 点4 基点第6号から 247 度 30分 10、900メートルの点 点5 基点第10号から 296 度 30分 20、000メートルの点 点6 基点第10号から 296 度 30分 5、000メートルの点 点7 基点第9号から 270 度 00分 5、000メートルの点 点8 基点第8号から 247 度 30分 5、000メートルの点 点9 基点第7号から 249 度 45分 5、000メートルの点 点10 基点第6号から 247 度 30分 5、000メートルの点 点11 基点第5号から 247 度 30分 5、000メートルの点 点12 基点第4号から 247 度 30分 5、800メートルの点 点13 基点第4号から 247 度 30分 8、900メートルの点 点14 基点第3号から 322 度 30分 5、200メートルの点 点15 基点第2号から 307 度 00分 5、000メートルの点	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	岩内町、共和町、泊村及び神恵内村	なし
後海共第38号	岩内郡漁業協同組合、古宇郡漁業協同組合	岩内郡岩内町及び共和町並びに古宇郡泊村及び神恵内村地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15及び点19の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 蘭越町と岩内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.14(北海道水産林務部三角点 水D19～) 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.9(北海道水産林務部三角点 水D3～) 基点第4号 共和町と泊村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第5号 泊村大字泊村と大字室村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第6号 泊村と神恵内村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第7号 北海道水産林務部三角点 水D24 基点第8号 北海道水産林務部三角点 水D27 基点第9号 北海道水産林務部三角点 水D30 基点第10号 神恵内村と横内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 287 度 30分 5、000メートルの点 点2 基点第1号から 287 度 30分 10、900メートルの点 点3 基点第5号から 247 度 30分 10、900メートルの点 点4 基点第6号から 247 度 30分 10、900メートルの点 点5 基点第10号から 296 度 30分 20、000メートルの点 点6 基点第10号から 296 度 30分 5、000メートルの点 点7 基点第9号から 270 度 00分 5、000メートルの点 点8 基点第8号から 247 度 30分 5、000メートルの点 点9 基点第7号から 249 度 45分 5、000メートルの点 点10 基点第6号から 247 度 30分 5、000メートルの点 点11 基点第5号から 247 度 30分 5、000メートルの点 点12 基点第4号から 247 度 30分 5、800メートルの点 点13 基点第4号から 247 度 30分 8、900メートルの点 点14 基点第3号から 322 度 30分 5、200メートルの点 点15 基点第2号から 307 度 00分 5、000メートルの点	第二種共同漁業	あんこう刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たら刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月15日から翌年4月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	岩内町、共和町、泊村及び神恵内村	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
石後海共第2号	石狩湾漁業協同組合、小樽市漁業協同組合、余市郡漁業協同組合、東しゃこたん漁業協同組合	横丹郡横丹町、古平町、古平町、余市郡余市町、小樽市、石狩市地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23、点24、点25、点26、点27、点28、点29、点30、点31、点32、点33、点34、点35、点36、点37及び点10の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 神恵内村と横丹町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水T2 基点第3号 国土地理院三角点 武蔵ノ岬から93度33分43秒2.571.26メートルの点 基点第4号 国土地理院三角点 留辺岬 基点第5号 国土地理院三角点 横臥堂から328度32分56秒 77.03メートルの点 基点第6号 国土地理院三角点 横武蔵 基点第7号 北海道水産林務部三角点 水15 基点第8号 横丹町と古平町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第9号 古平町と余市町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第10号 余市町と小樽市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第11号 北海道水産林務部三角点 水T4から53度24分50秒333.87メートルの点 基点第12号 国土地理院三角点 高島 基点第13号 日和山灯台中心点 （北緯43度14分18.0秒 東経141度00分56.4秒） 基点第14号 国土地理院三角点 水天宮 基点第15号 国土地理院三角点 畑中 基点第16号 国土地理院三角点 榑川から242度36分33秒 468.64メートルの点 基点第17号 国土地理院三角点 知待から224度55分45秒 245.74メートルの点 基点第18号 国土地理院三角点 古渚 基点第19号 国土地理院三角点 厚田Ⅱ 基点第20号 石狩市厚田区と浜益区の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第21号 北海道水産林務部図根点 No.61（北海道水産林務部三角点 水S9～） 基点第22号 国土地理院三角点 間島 基点第23号 国土地理院三角点 南山ノ上 基点第24号 北海道水産林務部三角点 水S19 基点第25号 石狩市と増毛町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 296度30分00秒 5.000メートルの点 点2 基点第1号から 296度30分00秒 20.000メートルの点 点3 基点第2号から 312度30分00秒 20.000メートルの点 点4 基点第3号から 327度30分00秒 20.000メートルの点 点5 基点第5号から 352度30分00秒 20.000メートルの点 点6 基点第7号から 359度00分00秒 20.000メートルの点 点7 基点第9号から 8度00分00秒 20.000メートルの点 点8 基点第10号から 357度30分00秒 20.000メートルの点 点9 基点第11号から 352度30分00秒 20.000メートルの点 点10 基点第16号から 332度30分00秒 32.000メートルの点 点11 基点第17号から 307度30分00秒 30.000メートルの点 点12 基点第20号から 272度00分00秒 20.000メートルの点 点13 基点第25号から 297度10分00秒 20.000メートルの点 点14 基点第25号から 297度10分00秒 5.000メートルの点 点15 基点第24号から 272度00分00秒 5.200メートルの点 点16 基点第23号から 258度30分00秒 5.200メートルの点 点17 基点第22号から 258度30分00秒 5.700メートルの点 点18 基点第21号から 300度30分00秒 5.500メートルの点 点19 基点第21号から 258度30分00秒 5.400メートルの点 点20 基点第20号から 271度14分48秒 6.140.70メートルの点 点21 基点第19号から 265度30分00秒 5.200メートルの点 点22 基点第18号から 281度00分00秒 5.600メートルの点 点23 基点第17号から 301度49分27秒 5.444.02メートルの点 点24 基点第16号から 332度30分00秒 5.200メートルの点 点25 基点第15号から 14度00分00秒 5.600メートルの点 点26 基点第14号から 66度00分00秒 7.200メートルの点 点27 基点第13号から 45度00分00秒 5.800メートルの点 点28 基点第12号から 0度00分00秒 5.800メートルの点 点29 基点第10号から 343度52分08秒 6.493.38メートルの点 点30 基点第9号から 17度00分22秒 5.392.36メートルの点 点31 基点第8号から 25度39分23秒 5.267.74メートルの点 点32 基点第7号から 359度00分00秒 5.200メートルの点 点33 基点第6号から 30度00分00秒 5.500メートルの点 点34 基点第5号から 352度30分00秒 5.800メートルの点 点35 基点第4号から 330度00分00秒 5.800メートルの点 点36 基点第3号から 327度30分00秒 6.300メートルの点 点37 基点第2号から 312度30分00秒 5.400メートルの点	第二種共同漁業	あんこう刺し網漁業 かすへ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たら刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月15日から翌年3月31日まで 10月15日から翌年4月30日まで 1月1日から6月30日まで 10月15日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	横丹町、古平町、余市町、小樽市及び石狩市	（1）漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならぬ。 ア 9月1日から11月30日までの間シロスサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 （2）漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の艘及び隻数又は艘数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。